

奈良県告示第四百五十六号

奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第四条中「福祉医療部医療政策局薬務・衛生課」を「福祉保険部医療政策局薬務・衛生課」に改める。